平成２９年（フ）第４４８号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘５丁目３番11―411号　ヒルサイドテラス・鶴ヶ島
債務者　松本　桂子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４６８号
埼玉県所沢市東所沢和田３丁目22番地の14　いちょうの郷、前住所埼玉県川越市大字藤間60番地１　ＳＳＳ川越第２寮
債務者　川上　正俊
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４８０号
埼玉県入間市春日町１丁目10番25号　エクセル201
債務者　新村　美香
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４８８号
埼玉県狭山市中央２丁目24番12号、前住所埼玉県入間市扇台５丁目10番21号
債務者　堀口　　亮
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５６号
岐阜県多治見市笠原町4024番地の222
債務者　渡部　憲司
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第１８４号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字名栗208番地１　名栗苑301号
債務者　山本　　修
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１８５号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字名栗208番地１　名栗苑301号
債務者　山本　利佳
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第４４号
三重県松阪市東町611番地１　レオパレスＨＯＰＥ110号
債務者　滝田　浩史
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第２３３３号
大阪市東成区大今里４丁目20番14号
債務者　平井　宏司
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５２４号
大阪市生野区生野東２丁目10番３号　はぴりあ東生野、前住所大阪府門真市宮野町12番３号
債務者　池田　順一
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８９２号
大阪市淀川区木川西４丁目３番２―302号、前住所大阪市西淀川区姫島４丁目11番27―1003号
債務者　岩田　一仁
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９３４号
大阪府池田市豊島南２丁目166番地の１　ウイングコートⅡ　206
債務者　小西　奈緒
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０１８号
大阪市西成区千本北１丁目７番34号　万世ハイツ　105
債務者　岩切　龍雄
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０３１号
大阪府寝屋川市堀溝１丁目30番３号（101号）
債務者　中嶋　君雄
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２９２号
大阪府八尾市八尾木１丁目85番地
債務者　古川　和志
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３５７号
大阪市淀川区西宮原３丁目３番５―410号、申立時の住所大阪府豊中市稲津町３丁目４番１―102号
債務者　真部香南子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３５８号
大阪府箕面市粟生間谷西１丁目５番Ｂ―601号
債務者　三輪　雅一
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部